（国の安全等に係る措置の修正の届出等）

第三条の三　令第三条の三第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

２　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（国の安全等に係る措置の変更の届出等）

第三条の四　令第三条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

２　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第五号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～三　略］

四　外国投資家（令第四条の三第一項各号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）が行う特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　次に掲げるものに該当するもの及びその被支配会社等が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

(1)　法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの

(2)　特定上場会社等

(3)　特別上場会社等（特定上場会社等を除く。）

(4)　特別非上場会社

ロ　当該特定取得をする前において、イ(1)から(4)までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。）及びその被支配会社等が直接に保有する当該特定取得に係る会社の議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上であること。

五　外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式に係る特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　当該行為の前において、当該外国投資家の株主が、次に掲げるもののみであること。

(1)　当該行為の相手方

(2)　当該外国投資家の親会社等

(3)　(2)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

(4)　(2)の被支配会社等

(5)　(4)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

(6)　法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの

ロ　当該特定取得の相手方がイ(2)に掲げるものでないこと。

六　次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る特定取得

イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該外国投資家の総議決権に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

［条を加える。］

［条を加える。］

（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］